

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月7日

長崎市長 殿

提出者

住 所 長崎市小ヶ倉町2丁目1058番地
氏 名 長崎生コンクリート株式会社
代表取締役社長 下野 哲郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 095-878-4181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	長崎生コンクリート株式会社 本社工場
事業場の所在地	長崎市小ヶ倉町2丁目1058番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	窯業、土石製品製造業
② 事業の規模	590,000千円／年
③ 従業員数	27名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社は、生コンクリートを製造しているが、販売過程に於いて発生するコンクリートくず等については、産業廃棄物の許可業者へ収集運搬及び処分を委託しております。 (フロー図) 当社 → (有)鳥越商店 → 西海碎石(株) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)

(日本産業規格 A4)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制については、廃棄物処理法を遵守して処分業者に委託を行い、処分を依頼します。

・管理組織図

工場責任者 → 担当者 → 処分業者

排出及び処分日は、委託業者に連絡してスムーズに行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	-		
		排 出 量	8569 t	- t	
(これまでに実施した取組)					
② 計画	産業廃棄物を出さないようにリサイクルの確立を視野に削減に努める。				
	余り生コンでブロックを製作（縦80cm、横80cm、高さ90cm）して有料で販売している。				
		【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	-		
		排 出 量	5000 t	- t	
(今後実施する予定の取組)					
③ 計画	産業廃棄物を出さないように努力する。				
	余り生コンを利用して、ブロック製作を強化して廃棄物を少なくする。				

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 製造過程に於いては、コンクリートくずのみ発生する様、他の産業廃棄物とは混入させない。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	-
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	633 t	- t
(これまでに実施した取組) 余り生コンを利用したブロック製作			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	-
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	500 t	- t
(今後実施する予定の取組) 生コン出荷数量及び余り生コンに左右される。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ - 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) -			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) -			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（－ 年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)	－	
		【目標】	
② 計画	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)	－	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	－
	全処理委託量	7936 t	－ t
	優良認定処理業者への 処理委託量	－ t	－ t
	再生利用業者への 処理委託量	7936 t	－ t
	認定熱回収業者への 処理委託量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	－ t	－ t
		(これまでに実施した取組) 法令を遵守し、産業廃棄物のマニフェスト票を管理する。	

		【目標】			
② 計画		産業廃棄物の種類	コンクリートくず	-	
		全処理委託量	4500t	-t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	-t	-t	
		再生利用業者への 処理委託量	4500t	-t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	-t	-t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-t	-t	
<p>(今後実施する予定の取組) 法令を遵守し、産業廃棄物のマニフェスト票を管理する。</p>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。